

- 1、 時給を基本とする。
- 2、 支給は、次月末日を基本とし、定期昇給・退職手当は、原則的にはありません。
- 3、 給与計算期間は、月始よりその末日とします。

|         |                     |        |
|---------|---------------------|--------|
| 4、 時給単価 | 自費型まどかサービス          | 1100 円 |
|         | 事務所勤務               | 1080 円 |
|         | 初任者研修有資格者（ヘルパー 2 級） |        |
|         | 介護保険 身体介護           | 1640 円 |
|         | 介護保険 生活援助           | 1380 円 |
|         | 障害福祉サービス            | 1380 円 |
|         | 産後ケア事業              | 1600 円 |

○所定時間外 法定超 1.25% 法定休日 10.35% を割り増しとする

- 5、 就業規則 原則として直行直帰とする。  
最低週に 1 回は介護日誌の報告を行う。  
各種資格取得研修参加等のための、シフト変更を行う

#### 6、各種手当

まどか主催研修会には原則 1 回 1000 円の交通費支給。

時間外、土、日、祝日には、1 時間につき 100 円を支給。

介護福祉士資格者手当 月 3000 円

報告記入提出手当（介護日誌） 月 2000 円（ヘルパー 2 級以上対象）

健康手当 月 1000 円

交通費は別途支給

提供責任者・介護支援専門員等に役職手当

介護福祉士取得者には褒賞金を授与

処遇改善等加算などによる給付金は職員の賃金改善の為に全額支給します（配分率に関してはその都度掲示）

- 6、 給与規定の変更については NPO 法人まどかと職員、双方で協議して合意の上変更することが出来る。

#### 7、実施時期

|                 |      |                  |                  |                  |
|-----------------|------|------------------|------------------|------------------|
| 平成 20 年 7 月 1 日 | 一部改正 | 平成 21 年 12 月 1 日 | 平成 23 年 3 月 31 日 | 平成 24 年 4 月 1 日  |
|                 |      | 平成 25 年 9 月 1 日  | 平成 29 年 4 月 1 日  | 平成 31 年 4 月 11 日 |
|                 |      | 令和 1 年 10 月 1 日  | 令和 5 年 4 月 1 日   | 令和 5 年 10 月 1 日  |
|                 |      | 令和 6 年 10 月 1 日  |                  |                  |